

日 教 庶 第 2 8 6 号
令和7年(2025年)7月2日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫
(公印省略)

令和7年度第4回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第4号により、下記のとおり令和7年度第4回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和7年(2025年)7月8日(火) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

請願

第7-4号 佐々木幸寿座長らの都教委有識者会議は、モンスターペアレント(保護者)だけでなく、モンスター(副)校長・モンスター教委職員(教育長や指導課長・指導主事等)への対策、撲滅もしっかり議論するよう、意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

第11号 令和7年第2回日野市議会定例会の報告

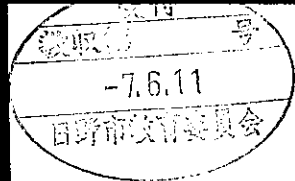
第12号 要綱の制定及び改廃の報告(令和7年4月～令和7年6月)

第13号 行政情報の公開請求

請願審査

請 願 番 号	請願第7－4号
受 付 年月日	令和7年6月11日
件 名	佐々木幸寿座長らの都教委有識者会議は、モンスターペアレント（保護者）だけでなく、モンスター（副）校長・モンスター教委職員（教育長や指導課長・指導主事等）への対策、撲滅もしっかり議論するよう、意見書を出して頂きたい等の請願
請願者 住 所 氏 名	

佐々木幸寿座長らの都教委有識者会議は、モンスターペアレント(保護者)だけでなく、モンスター(副)校長・モンスター教委職員(教育長や指導課長・指導主事等)への対策、撲滅もしっかり議論するよう、意見書を出して頂きたい等の請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

東京都はカスタマーハラスメント(カスハラ)防止条例を今年四月から施行した。東京都教育委員会はこれと連動し四月24日、定例会で矢野克典・人事企画担当部長が「学校現場における、保護者・地域とのより良好な関係作りに向けて専門的な見地から検討し、必要な施策の参考とする」と称し、「五月九日に第一回有識者会議(委員は学識者や民間有識者ら七名)を開催。五回程度開催し、12月に最終報告予定」と報告した。

この「必要な施策」には、(1)多様な保護者・地域のニーズに対応する学校現場への支援、(2)学校働き方改革にもつながる新たな取組(3)都カスハラ防止条例に定める事業者の責務への対応、を挙げている。

このうち(1)は、いわゆるモンスターペアレント(保護者)対策が中心だと思われる。奇しくも第1回有識者会議の前日＝五月八日には、立川市立第三小学校で二年生の母親が、児童間のいじめを巡る担任らとの話し合いが決裂し、いったん学校を出た後、友人の40・20歳台の男を連れ再来校。男二名が校舎二階・二年一組の図工の授業中の教室に侵入する等し、担任と校長を含む五人の教職員に軽傷を負わせ、駆けつけた警察官に暴行容疑で逮捕される、という事件を起こした。

この母親は明確なモンスターペアレントだ。だが、モンスターペアレントだけでなくモンスター教育委員会・モンスター校長(以下、副校長も含む)は少なからず存在する。

このため、本会＝市民団体・教育行政研究会は五月一日、——「学校と家庭・地域とのより良好な関係作り有識者会議」(以下、都有識者会議)は、「保護者・生徒等が管理統制的政策を出すモンスター教委やモンスター校長らにモノを言い、誤った政策や

「指導」内容を改めさせる権利」を保障する報告書等を出すよう求める要請書——

を、都教委の坂本雅彦教育長(61歳)と五名の教育委員、担当事務局＝人事部の前記・矢野氏や松永武志勤労課長宛、同報メールで提出した。

しかし、回答期限とした五月八日に回答はなく、同研究会のメンバーが担当者に「モンスターは保護者側だけに存在するのではなく、教委や校長らのモンスターも含めますよね」と電話で問うたが、「学校と家庭・地域とのより良好な関係を作るにはどうすべきかを議論します」との回答に留まった。

この都教委有識者会議の動向は、区市教委にも影響があるので、〔1〕7月8日(火)の定例会で、堀川拓郎さんの後任の教育長と4人の教育委員、宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂き、教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのように、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂くとともに、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に周知等して頂きたい((副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい)。更に、〔3〕月刊『紙の爆弾』2025年7月号の記事と、転載頂いた団塊の世代の元教職員のブログ『パワー・トゥ・ザ・ピープル!! アーカイブ』の、ワンクリックで、誰でも無料(カラー写真付き)で見られるURL、そして以下の請願事項に沿った意見書を、都教委に加え、文科省(大臣と初等中等教育局財務課長)にも出して頂きたい。

2～5 具体的請願・分析事項

前記「1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等」が、英語で言えば「SVOC」の「SVOC」に当たり、「O」は以下の各項に当たる。

2 都教委は、「都有識者会議はセンシティブな問題も議論するから」という「理由」で、「四月11日付の有識者会議設置要綱の第7」で「原則非公開とする」と明記。五月九日の第一回会議も公開は「坂本教育長挨拶と委員紹介、座長に佐々木幸寿(こうじゅ)東京学芸大理事・副学長選出」まで。事務局配付資料の口頭説明と肝心の審議の時間帯は、全て非公開にした。全体主義者・プーチン容疑者(72歳)のような秘密主義はやめ、全て公開し、オンラインでも視聴でき、質問等もできるようにすること。

3 都民が都有識者会議に関し、出した請願や要請書は、遅滞なく全て有識者会議の委員と事務局全員に供覧すること。

4 非公開が好きな都教委は、配付資料だけは5月9日、ホームページに公開した。その中心、全61頁の「資料3-2」のうち、まず次の3点について、本会やリベラルな教育学者、東京教組・アイム等教職員組合の意見を聴き入れ、抜本的に記

述を修正すること。

① 組織図として「校長→副校長→主幹教諭→主任教諭→教諭」と載せながら、職員会議は脇の方に位置付け、校長と点線でしか結び付けない。都教委が一九九〇年代後半や〇三年の「君が代」起立強制強化と連動し、学校の運営体制を上意下達にしてきた管理統制強化の事実（職員会議での挙手採決を含め民主的に決める→都教委が下ろした施策を校長が伝達する）を、都有識者会議の委員を含む都民に「正しい」と意識付けしようとしている。【17～18頁】

② 都教委が東部・中部・西部に計六箇所設置した学校経営支援センターは、都立高校の卒業式等の進行表に「君が代斉唱時、不起立の生徒がいたら、司会（の主幹教諭）はマイクを使い起立を促す」旨、明記せよと強制したり、文化祭の沖縄戦の展示内容に介入したりしている。その監視的な「業務」を「教育課程の編成・実施・適正化への支援」という文言でごまかしている。【20頁】

③ 同じ「教育委員会等の学校支援体制」という項で、都立・区市町村立の全学校種の保護者は、都教育相談センター内の学校問題解決サポートセンターの退職校長や指導主事に電話相談できる（電話代だけ負担）。【22～23頁】

他方、都立高校・特支校の校長を含む教職員は、学校で生じる日常的な懸案事項について発生初期の段階から、公益財団法人・東京都教育支援機構（TEPRO＝ティープロ）の学校法律相談デスクの弁護士に、直接無料で相談できる。

相談料タダという点では同じだが、「教育分野に精通した法律の専門家が法律的知見に基づき助言する後者」の方が、より手厚いといえる。【24～25頁】

4 都教委に対し、以下の「×印」のモンスター保護者（に関する議論）よりも、「○印」のモンスター校長（教職員）やモンスター教委職員（教育長や指導課長・指導主事等）の実態や対策（場合によっては懲戒処分も含め）の方に、都有識者会議は議論の中心を移し、12月に出す報告書も後者に力点を置くこと。

× 東京の全公立小中高校・特支校等の校長を含む教職員約八万人対象のアンケート調査（二五年四月実施。回答者は一万〇四四人）で、「あなたは過去五年間に、外部とのより良好な関係作りに支障が生じるようなこと（通常の社会通念から疑問とを感じる言動や行為）を受けたことがありますか」との問いに、「はい23%、いいえ77%」。続いて「それを行ってきた人はどんな人ですか」との問いに、「保護者88%、地域住民7%、企業・団体等4%」というデータを掲載（きっかけは「生徒指導、勘違い、いじめや不登校等」が上位を占める。「卒業アルバムの運動会の箇所、私の子どもが一位になった写真が出ていない」等、わがままや独善性からのクレームはここに該当するだろう）。【52～53頁】

○ 上記「×印」を強調する都教委の意図は、「モンスター保護者はすごく多い。早急に対策を採らなければいけない」という“世論”を高めようとしている、と考えられる。

しかし、これと同じ「学校を取り巻く課題の中で生じる学校と家庭・地域の関係」という項の中で、注目すべきデータがある。

「令和5年度、家庭・地域から都教育相談センター内の学校問題解決サポートセンターへの主な意見・要望・相談全1238件」の内訳を示す円グラフは、「管理職の言動12%、教委言動3%」だと明記している。【45頁】

この円グラフでは、保護者や地域住民が「その言説に問題あり」とする対象の筆頭は教職員の40%だが、それより格段に接する機会の少ない管理職（東京は一部大規模校や中高一貫校、特支校等以外は校長と副校長の二名体制）で、「管理職の言説に問題あり」が12%という数は、モンスター校長はかなり多い、ということになる。

さらに、教職員や管理職なら、子どもの通う学校で（授業参観や保護者会、学校行事、PTA総会等で）接する機会があるが、ほとんど会わないはずの「（都庁や区市役所等で勤務している）教委職員の言動に問題あり」とする保護者や地域住民が3%もいるということは、モンスター教委職員（教育長や指導課長・指導主事等）が少なからずいるという事実の証左である。

ところが、都有識者会議の非公開の時間帯に当たる肝心の審議では、七人の委員からモンスター保護者だけでなく、モンスター教委・モンスター校長を問題にする発言は出たか？ 教育行政研究会が都教委勤務課の担当者に電話で問うと、「出なかった」との回答だった。

5 前記「4」の「○印」の、モンスター校長（教職員）やモンスター教委職員の存在に関し、後日PDFで情報提供する『紙の爆弾』2025年7月号が、117～118頁の「モンスター校長・教委職員の実態」で報じている全内容を、都有識者会議の委員に周知すると共に、12月に出す報告書に、「好事例」の逆の“真似しちゃいけない悪事例”として掲載すること。

とりわけ、都教委で“国旗・国歌”問題担当の主任指導主事等を務めた後、2007年四月～18年に武蔵村山市教委教育長になり、その在任期間中、改憲政治団体・日本会議系の日本教育再生機構メンバーらが執筆した育鵬社版社会科（歴史・公民）教科書を採択し続けた（退任後は帝国書院版に）持田浩志氏（75歳）の下、

——武蔵村山市教委が07年度から三年間、市立二・八・十小・五中の四校に都教委の指定を受けさせ、「我が国と郷土を愛する態度を育てる授業作り」を進めてきた“成果”を、10年一月29日、十小を会場に四校の児童生徒を集めた合同授業で公開した、その超偏向授業内容の問題点——
は、“真似しちゃいけない悪事例”の典型として、周知頂きたい。

2頁(3)

報告事項第 11 号

令和 7 年第 2 回日野市議会定例会の報告

このことについて、次のとおり報告する。

令和 7 年 7 月 8 日 提出

日野市教育委員会

教育長職務代理者 高木 健夫

令和7年 第2回日野市議会定例会の報告

1. 会 期 6月2日（月）～ 6月18日（水） 17日間

2. 一般質問 質問者 22名（うち教育委員会関係11名）
 質問件数 42件（うち教育委員会関係13件）

3. 議 案 市長提出議案 14件（教育委員会に関するもの 4件）
 議員提出議案 0件（教育委員会に関するもの 0件）
 委員会提出議案 1件（教育委員会に関するもの 0件）

《市長提出議案》

（1）令和7年度日野市一般会計補正予算（第2号）（可決）

	（一般会計）	（うち教育費）
補正総額（歳入歳出）	1,028,949千円	1,465千円
予算総額（歳入歳出）	79,229,371千円	10,697,607千円

（2）日野市立豊田小学校校舎大規模改造建築工事請負契約の変更について （可決）

（3）日野市立豊田小学校校舎大規模改造電気設備工事請負契約の変更について （可決）

（4）財産の取得について（LED 照明器具 一式） （可決）

4. 請 願 2件（教育委員会に関するもの 1件）

（1）小中学校の雨漏りの実態を調査し、改修を今年度中に実施すること
 を求める請願 （不採択）

報告事項第12号

要綱の制定及び改廃の報告（令和7年4月～令和7年6月）

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年7月8日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

要綱制定改廃一覧
(令和7年4月1日～令和7年6月30日制定・改廃分)

NO	要綱の名称	適用日	制定・改廃の理由 ※議案に記載するため、詳細に記載をお願いします
1	日野市地域クラブ活動奨学金事業実施要綱	令和6年5月1日	日野型地域クラブ活動「ひのスポ！ひのカル！」の展開にあたり、経済的状況からこれらを体験することが困難な児童生徒に対して必要な助成を行うため。
2	日野市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱の一部を改正する要綱	令和7年4月1日	電子申請の導入に向けた規定の追加及び実際の運用に合わせた規定の整理（給食費の学校長への支給、入学時学用品費の申請）を行うため。
3	日野市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱	令和7年4月1日	電子申請の導入に向けた規定の追加や、給食費公費負担化に伴う支給方法の変更及び実際の運用に合わせた規定の整理（特別支援学級を退級した場合の支給停止）を行うため。
4	日野市学校給食（牛乳）費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	令和7年4月1日	インボイス制度導入に伴う、給食用食材納入の契約見直し（食材費支払に係る振込手数料負担者の、納入事業者から債務者への変更）に伴い、令和6年度学校給食会計より、小中学校から市長へ提出する第5号様式「給食会計収支決算書」中に、振込手数料を明記する必要があるため。

要綱制定改廃一覧
(令和7年4月1日～令和7年6月30日制定・改廃分)

5	日野市学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱	令和7年4月1日	令和7年度から学校給食費の全額公費負担を本格的に開始するにあたり、他の保護者との公平を図ること目的に、学校給食の代替として弁当等を持参する者の保護者に対し交付する日野市学校給食代替者補助金の補助単価を増額するため。
6	日野市学校給食食材購入費等補助金交付要綱	令和7年4月1日	給食事業の円滑なる運営を図るため、日野市立小学校及び中学校に対し日野市学校給食食材購入費等補助金を交付することで、もって、保護者等の経済的負担の軽減に資するため。
7	日野市立図書館日限票広告取扱要綱	令和7年5月20日	税外収入を獲得するため。
8	日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部を改正する要綱	令和7年6月11日	市民の調査研究、教養等に資するための情報提供サービスとして設置する図書館利用者用インターネット端末について、情報環境の現状を鑑み、利用対象者の範囲を市内在住・在勤・在学者とするため。
9	国立国会図書館デジタル化資料送信サービス利用要綱の一部を改正する要綱	令和7年6月17日	日野市立図書館利用者用インターネット端末利用要綱の一部改正に伴い、利用対象者の条項を市内在住・在勤・在学者とするため。

報告事項第13号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和7年7月8日 提出

日野市教育委員会
教育長職務代理者 高木 健夫

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	6月1日	6月12日	①2025 年 3 月における職員の離職者について ②会計年度任用職員の再度の任用について ③2024 年度離職者への再就職支援措置などについて ④会計年度任用職員のハラスメント相談窓口及び権利救済制度について	不存在